

## 指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和3年度)

施設 の 名 称	宮城県介護研修センター
指 定 管 理 者 の 名 称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
施 設 所 管 部 課 ( 室 )	宮城県保健福祉部長寿社会政策課

## 1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘 要
平成24年 4月 ~ 平成27年 3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成27年 4月 ~ 令和 2年 3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
令和2年4月 ~ 令和6年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

## 2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名 称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
	所在地	仙台市青葉区上杉一丁目2番3号
指 定 期 間	令和2年4月1日 ~ 令和6年3月31日 (4年間)	
募 集 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

## 3. 施設の概要【施設所管課記入】

施 設 の 名 称	宮城県介護研修センター	
所 在 地	大崎市鹿島台平渡字上屋敷19-7	
設 置 年 月	平成6年 4月	
根 拠 条 例 等	介護研修センター条例(平成17年宮城県条例第114号)	
設 置 目 的	介護に関する研修, 相談等を行い, その知識及び技術の普及に資すること	
施 設 の 内 容	敷 地 面 積	1,485,60㎡
	構 造	SRC(鉄骨鉄筋コンクリート構造)
	内 容	相談室, 図書資料室, 研修室, 会議室, 福祉用具展示室, 宿泊室
開 館 ( 所 ) 日	日曜日及び土曜日, 国民の祝日に関する法律に規定する休日, 12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日	
開 館 ( 所 ) 時 間	午前 9時00分 ~ 午後 5時00分	
指 定 管 理 者 が 行 う 業 務 の 範 囲	1 施設全体の管理運営業務 2 施設の運営業務 3 施設全体の維持管理業務 4 使用料の徴収業務 5 その他当該施設の管理運営に関して, 知事が必要と認める業務	
利 用 料 金 制	採 用 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	利用料金の名称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和3年度) (A)	前 年 度 (令和2年度) (B)	評価対象年度 (令和3年度) (C)		
開館(所)日数	242 日	241 日	242 日	100.0%	100.4%
延べ利用者数	1,445 人	1,630 人	2,164 人	149.8%	132.8%

(注)対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和3年度) (A)	前 年 度 (令和2年度) (B)	評価対象年度 (令和3年度) (C)		
介護講座等受講者	1,035 人	1,289 人	1,388 人	134.1%	107.7%
展示室見学者(スポット講座含む)	200 人	116 人	124 人	62.0%	106.9%
宿泊者	100 人	95 人	64 人	64.0%	67.4%
福祉用具相談支援	100 人	130 人	170 人	170.0%	130.8%
その他(会場貸出等)	10 人	0 人	86 人	860.0%	#DIV/0!
合 計	1,445 人	1,630 人	1,832 人	126.8%	112.4%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円, %)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和3年度) (A)	前 年 度 (令和2年度) (B)	評価対象年度 (令和3年度) (C)		
県指定管理料	33,420	33,326	33,420	100.0%	100.3%
利用料金収入	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
その他	5,498	0	6,364	115.8%	#DIV/0!
収入計 (a)	38,918	33,326	39,784	102.2%	119.4%

(2) 支出

人件費	28,206	23,810	24,599	87.2%	103.3%
施設管理費	5,123	4,099	4,314	84.2%	105.2%
事業運営費	3,774	2,608	3,048	80.8%	116.9%
その他	1,815	1,825	4,168	229.6%	228.4%
支出計 (b)	38,918	32,342	36,129	92.8%	111.7%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	0	984	3,655	#DIV/0!	371.4%
前期繰越収支差額	3,306	344	3,306	100.0%	961.0%
次期繰越収支差額	3,306	1,328	6,961	210.6%	524.2%

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲すること。

6. 評価対象年度(令和3年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】		
				評価		評価	
①管理運営体制	宮城県社会福祉協議会の経営理念及び経営方針に基づき、運営の基本方針を定め、年間の事業計画を策定するとともに法人の諸規定に基づいた必要な帳簿等を作成し、適正な施設運営を行った。また、年度協定における人員配置計画に基づく必要職員数及び有資格者の確保・配置に努めた。		年度協定における人員配置計画に基づく必要職員数及び有資格者の確保・配置に努め、業務水準を維持しつつ、計画どおり実施することができた。 管理運営をするための標準人員定数配置に基づき運営を行い、施設の効用を最大限に発揮できるよう、互いの業務内容をカバーしながら効率的かつ効果的な運営に努めた。		A	少ない人員体制であるが、職員がカバーしあいながら、効率的な管理運営を実施したと認められる。	A
人員体制	正規	4人	非正規	1人			
②施設・設備の維持管理業務の実施	継続的、安定的に機能の保全が図られるよう、専門知識を有する業者へ委託し、適切な点検等を定期に実施した。また、職員による消防設備点検を毎月実施し、不具合・異常箇所の把握に努めた。主な修繕として、トイレフラッシュバルブ交換工事、小型発電機修理、玄関天板修理、自動ドア修理を行い、研修や非常時の対応に支障が出ないように随時実施した。		施設・設備の維持管理業務については、指定管理に関する管理運営業務仕様書に基づき、定期的な保守・点検・整備により、事業(講座・研修)に支障が出ないように、環境の整備に努めることで管理することができた。		A	必要に応じ、専門の業者へ委託して修繕等を行い、施設・設備の維持管理業務を適切に実施したと認められる。 また、築25年以上が経過し、設備面での老朽化が見られるため、特に利用者からの要望の強い箇所について、予算の範囲内で工夫して修繕対応を実施したことが認められる。	A
③運営業務(ソフト事業等)の実施	上記「4.施設利用実績」とおり 1 介護講座 2 福祉用具相談支援 3 委託研修の実施 ・認知症介護実践者研修 ・認知症介護実践リーダー研修 ・認知症対応型サービス事業管理者研修 ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 ・認知症対応型サービス事業開設者研修 ・認知症介護基礎研修		計画通りに事業を実施したほか、他の事業(スポット講座3回103人、福祉用具・住宅改修適正活用研修1回25人の他、県内大学の実習(見学含む)の受入として1回65人)も行い、介護に関する普及・啓発に努めることができた。		A	指定管理業務に加え、県が委託した各種研修も適切かつ効果的に実施したと認められるが、新型コロナウイルス感染症対策として介護講座受講者数を制限したこと等により、例年より利用者が減少せざるを得ない要因もあったが、コロナ前ほどの受講者数の回復は見られなかったものの、受講者確保及び感染症対策両方に配慮した取組がなされていたと判断できる。	A
④自主事業の実施							
⑤利用者サービスの向上	・多くの方が情報を得やすいように、ホームページを活用した情報提供を基本としている。定員に達した講座等については、締切時点で速やかに情報提供する等随時更新を行ってきた。 ・介護や医療・福祉における施策・動向を注視し、講師の人選やテーマについても、情報収集を行った上で運営委員会へ提案した。		・委託研修は、年間の講座(研修)予定を掲載し、希望者の参加スケジュールを考慮した対応を行うことができた。 ・運営委員より専門的知見に基づいたアドバイスを得たことから、充実した講座内容の計画を作成することができた。 ・介護講座は、感染症の影響を考慮し、ハイブリット形式(Web・会場同時)開催という形で対応した。		A	利用者向け情報提供のみならず、講師の人選や講座の内容が十分に検討されており、利用者に対するサービス向上が図られたと認められる。 また、介護講座等の実施に当たっては、WEBと対面の併用による研修会の開催により、受講者の確保及び感染症対策の両方に配慮した取組がなされていたと判断できる。	A
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	苦情については、0件であった。 要望等の意見については、主に研修・講座の受講者より開催の都度アンケートの協力を得た。		委託研修(認知症関連)に対しては、講義の評価が主であることから、各指導者へ会議の際に報告し、講義の振り返り及び今後の参考として情報提供を図ることができた。 事務的要素である様式の提案については、研修期間中に各種様式をホームページに掲載して利用者に対する利便性を図ることができた。		A	すべての講座で受講者アンケート調査が実施されている。苦情は特段なく、利用者の満足度は高いものと判断できる。	A
⑦安全対策	・利用者の安全を確保するため、防災訓練の他、職員による日中の巡視及び業務委託警備による夜間定時巡回を実施した。また、研修・講座開催時には、オリエンテーションの際に必ず受講者へ非常時の説明を行った。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組みとして、受講者へ基本的な感染対策の徹底を求めた。		・法人共通の危機管理計画に基づきリスク管理の他、消防計画に基づき受講者を第一とした安全配慮についても職員が情報共有して対応することができた。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組みについては、受講者からの協力も得られたことから対策を徹底することができた。		A	無事故、無過失であり、防災訓練を実施するなど、適切な対策がなされていると認められる。 また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組についても、適切な対策がなされているが、引き続き対策を徹底していく必要がある。	A
⑧県民の平等利用	多くの方が情報を得やすいように、ホームページによる情報提供を行った。 なお、申込後のトラブル防止のため、基本情報(講座・研修毎の申込期間及び募集定員等)以外にも申込の状況によっては調整させていただく旨の記載をした。		定員超過した講座については、複数の申込事業所へ受講優先順位をつけて申し込んだり、スムーズな調整に努めた。 介護講座を感染症の影響を考慮し、webと会場のハイブリット形式の開催という形で対応するも、期待したほどの受講者数の伸びがみられなかった。		A	受講申込の受付の工夫や、会場設営の工夫がなされており、県民に対する平等な利用に配慮していると認められる。 また、介護講座等の実施に当たっては、WEBと対面の併用による研修会の開催により、コロナ前ほどの受講者数の回復は見られなかったものの、受講者確保及び感染症対策両方に配慮した取組がなされていたと判断できる。	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価		評価
⑨個人情報の保護	研修申込により知り得た個人情報については、研修目的以外には利用しないことを申込書類へ記載している他、館内にも掲示している。	宮城県社会福祉協議会個人情報・特定個人情報保護規程に基づき個人情報は適切に管理した。	A	宮城県社会福祉協議会の個人情報・特定個人情報保護規程により、個人情報は適正に取り扱われていると認められる。	A
⑩利用実績	上記「4.施設利用実績」のとおり	新型コロナウイルスの関係で研修の定員を削減したことから事業計画の目標設定が低くなり、結果的に実績が目標を上回った。	A	新型コロナウイルス感染症対策として介護講座受講者数を制限したこと等により、例年より利用者が減少せざるを得ない要因もあったが、利用者増加に向けて引き続きホームページや広報等で周知徹底していく必要がある。	A
⑪収支実績	上記「5.管理運営収支実績」のとおり	限られた人員及び予算での経営を念頭に、適切なセンター運営に努めた。	A	経費節減に努めたものと認められる。	A
⑫その他の取組	・冷暖房の適正管理、電気水道等の効率利用、コピー時の両面印刷等を実践した。 ・会場使用料徴収実績：41件/20,850円 ・重度障害者コミュニケーション機器導入支援業務(県障害福祉課)を受託した。 ・介護職員勤務環境改善支援事業専門職コンサルタント業務(県長寿社会政策課)を受託した。	・不要部分の消灯及び冷暖房の適正な温度管理の他、休憩時に参加者へ寒暖の確認も行い、環境配慮を推進することができた。 ・重度障害者コミュニケーション機器導入支援事業では、外部専門スタッフとして情報提供及び技術支援を行ったことから、事業の目的を果たすことができた。	A	事務用経費の節減が図られており、高く評価できる。	A
総合評価		業務水準を低下させることなく、また、遅滞なく業務を遂行した。	A	新型コロナウイルスにより施設利用が制限される状況の中、WEBと対面の併用による研修会の実施等、受講者数の確保のための工夫が行われていた。感染症拡大防止策を講じた上で各種事業が実施されているほか、施設の管理運営も適正に実施されているものと評価できる。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	・研修に支障が生じないよう建物・設備等の維持管理に努めているが、特に事業実施に不可欠な多目的ホール及び福祉用具展示室の照明器具については、既存機器の製造中止が間近であり、全面的な交換が必要となっている。	各種研修等の事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた上で実施するとともに、施設利用者の満足度が高まるよう、引き続き適正な運営を求める。 公共性、広域性、中立性の方針により、他の機関では対応が行き届かない領域において、一過性ではない専門的支援の展開及び存在意義の強調を強く求める。 また、建物・設備の老朽化については、必要な修繕箇所の洗い出しをし、随時検討の上管理を行っていく。